

通所介護・通所リハの算定区分（規模）確認に係る留意事項

1 確認に用いる様式

- ①通所介護 → 「様式第6号」
- ②通所リハ → 「様式第7号」(*様式は添付を省略しています。)

2 確認方法

- 次の方法により計算した結果によって規模を判断します。

(※毎日営業の場合には、それぞれの計算結果に6/7を乗じて算出してください。)

- ①22年度の実績が6ヶ月以上の事業所
→ 確認表の上部を使用して、22年4月から23年2月までの延人員を記入して計算
- ②22年度の実績が6ヶ月未満の事業所又は4月1日に定員を概ね25%以上変更する事業所
→ 確認表の下部を使用して、「定員×90%×月間営業日数」により計算

3 規模の確認

- 計算した結果を次の区分に当てはめ、該当する規模を届け出してください。

▼通所介護

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 300人以内の場合 | → 「小規模型事業所」 |
| 300人を超えて750人以内の場合 | → 「通常規模型事業所」 |
| 750人を超えて900人以内の場合 | → 「大規模型事業所（I）」 |
| 900人を超えた場合 | → 「大規模型事業所（II）」 |

▼通所リハビリテーション

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 750人以内の場合 | → 「通常規模の事業所」 |
| 750人を超えて900人以内の場合 | → 「大規模の事業所（I）」 |
| 900人を超えた場合 | → 「大規模の事業所（II）」 |

事業所規模による算定区分の確認に関するQ&A

- ①利用延人員数の計算は、サービス提供時間が短くても1人と数えるのか。

答

3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に1/2を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に3/4を乗じて得た数とする。
(※通所リハにおいて、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者（21年4月以降）については、利用者数に1/4を乗じて得た数とする。)

- ②介護予防サービスを実施している場合は、利用者数に含むのか。

答

介護予防サービスの指定を併せて受け一體的に事業を実施している場合は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に含める。

介護予防サービスの指定を併せて受けている場合であっても、事業が一體的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には含めない取扱いとなる。

- ③介護予防サービスの利用者数も含む場合、どのように計算するのか。

答

利用者が居宅サービスと全く同一の時間帯でサービスの提供を受けている場合は、単純に延人員数を加えることとなるが、そうでない場合は、介護予防サービスの利用時間が4時間未満の利用者については、利用者数に1/2を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に3/4を乗じて得た数とする。

ただし、介護予防サービスの利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

- ④年中無休でサービス提供している事業所は、どのように計算するのか。

答

利用者の日祝日にサービスを受けるニーズに適切に対応する観点から、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、一週当たりの利用延人員数に6/7を乗じた数を合算したものにより、月当たりの平均利用者数を計算し、当該利用者数に基づき実績規模別の報酬を算定する取扱いとする。（＊年間を通じて毎日事業を実施している場合のみ）

- ⑤同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。

答

実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、すべての単位を合算で行う。

- ⑥事業所規模別の報酬に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は含まれるのか。

答

いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

通所介護の算定区分(小規模・通常規模・大規模Ⅰ,Ⅱ)確認表

I 前年度の実績が6月以上有り、年度が変わる際に定員について25%以上変更しない事業所については、下記により表に記入してください。

- 事業所規模による区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分する。
 - 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。
 - 毎年度、3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

年	平成 年												年	計	平均利用延人員数
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(a) 6~8時間 利用延人員数														(A)	
(b) 4~6時間 利用延人員数														(B)	
(c) 3~4(2~3)時間 利用延人員数														(C)	
$(A) + (B) \times 3/4 + (C) \times 1/2 = (D)$														(D)	(E)

Ⅱ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)又は年度が変わる際に定員を概ね25%以上変更し事業を実施しようとする事業所については、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、次の計算式によってください。

× 90% × = ←(F) × 6/7 =
 (運営規程に掲げる定員) × 90% × (予定される1月当たりの営業日数)
 ※正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、(F)に6/7を乗じた数を記載してください。

※正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、(F)に6/7を乗じた数を記載してください。

計算結果が

- 300人以内の場合 → 「小規模型事業所」
 - 300人を超えて750人以内の場合 → 「通常規模型事業所」

- 750人を超えて900人以内の場合 → 「大規模型事業所(Ⅰ)」
 - 900人を超えた場合 → 「大規模型事業所(Ⅱ)」